

財務諸表に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・建物、建物付属設備、構築物、機械及び装置、車輛及び運搬具、器具及び備品、ソフトウェア一定額法

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金一

職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。

・賞与引当金一

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人では、法人の定める退職金給付規定に基づく退職一時金の退職給付制度を採用している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表 (第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表 (第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

社会福祉事業は拠点区分が1つのため作成していない。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

公益事業は拠点区分が1つのため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

1 社会福祉事業区分

① パーソナル・アシスタンスとも拠点区分

ア 法人本部

イ 居宅介護事業

ウ 重度訪問介護事業

エ 行動援護事業

オ 同行援護事業

カ 千葉県障害児等療育支援事業

キ 特定相談支援事業

ク 一般相談支援事業

ケ 障害児相談支援事業

コ 移動支援事業

サ 老人居宅介護等事業

シ 児童発達支援事業

ス 放課後等デイサービス事業

セ ふあり障害児相談支援事業

ソ ふあり特定相談支援事業

タ ふあり一般相談支援事業

チ 保育所等訪問事業

ツ 地域活動支援センター事業

テ 浦安市身体障がい者福祉センター事業

ト 浦安市基幹相談支援センター事業

2 公益事業区分

① 公益パーソナル・アシスタンスとも拠点区分

ア 障害者就労支援事業

イ パーソナルケア事業

ウ 社会福祉事業従事者養成研修等事業

エ 居宅介護支援事業

オ 福祉用具及び医療機器の貸与・販売事業

カ 療育事業

キ 浦安市通院ヘルプサービス事業

ク 日中一時支援事業

ケ 浦安市障がい者等一時ケアセンター事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
合計	10,000,000	0	0	10,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8. 担保に供している資産  
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。  
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	27,709,627	10,397,961	17,311,666
建物附属設備	10,923,428	2,871,629	8,051,799
構築物	178,500	33,528	144,972
機械及び装置	6,535,340	5,786,057	749,283
車輛運搬具	14,240,255	6,267,814	7,972,441
器具及び備品	9,199,325	4,981,840	4,217,485
小計	68,786,475	30,338,829	38,447,646
合計	68,786,475	30,338,829	38,447,646

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	58,304,873	0	58,304,873
未収補助金	1,324,100	0	1,324,100
合計	59,628,973	0	59,628,973

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし

13. 重要な偶発債務  
該当なし

14. 重要な後発事象  
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 適用する会計基準の変更

当年度より、社会福祉法人会計基準(雇児発0727第1号 社援発0727第1号 老発0727第1号 平成23年7月27日)を適用している。

新会計基準移行に伴い、退職給付引当金を¥17,479,371取崩している。

(2) その他の特別損失について

会計上、過年度退職給付引当金繰入不足額を繰入れたが、当該金額について市の指導があり返還に応じたものである。